

タイトル	敗戦直後日本の労働運動（6）
著者	美馬，孝人
引用	季刊北海学園大学経済論集，58(3)：1-22
発行日	2010-12-31

《論説》

敗戦直後日本の労働運動(6)

美 馬 孝 人

1. 経済科学局労働課長コーエンの介入

1946年6月21日、丸の内署による読売新聞組合員の大量逮捕劇をまじかに目撃した労働課長コーエンは、若き理想主義者の情熱を持って行動に出た。「私たちはSWNCC^{注)}の方針に従って労働問題から警察を排除しようと最善の努力を尽くしているのに、すぐ隣では何台ものトラックに乗った警官隊が、法と秩序を回復しなければならないというような理由がないにもかかわらず、争議中の労働者を大量に逮捕しているのだった。私には、警察が自分のイニシアチブでやっているとは思えなかった。……もし労働課長の私がこの事件について何もできない、つまり警官の大量出動は米国政策の一部ではないということを即座に公に示すことができなければ、帰国したほうがいいだろう。……米国は日本労働界に拭い去ることのできない汚名を残すことになる。私は幹部の一致協力がすべてである軍部内で、個人的な危険を冒してでも、汚名をそそがなければならないと決心した」(コーエン『日本占領革命』下、大前訳、23-4ページ)。

注) SWNCC 92/1 は、1946年1月4日付で米統合参謀本部からマッカーサー元帥に送達されたもので、その(K)項は、「自由な労働組合および正当なる組合活動を阻害する目的をもって、あるいは阻害するがごとき役割を果たすために設置され、運営されてきた日本政府機関は廃止されるか、少

なくともその機関の労働関係の機能は取り去らるべし。また労働組合の結成および活動を妨害ないし抑圧することに直接責任ある地位にいた者は、斡旋、調停、仲裁などすべての労働行政から排除されるべし」と規定していた。(竹前栄治『戦後労働改革』東大出版会、114ページ)

コーエンはまた、「ワシントンから指令を受けている労働課としては、事件が解決したなどと考えることはできず、ましてやSWNCC92/1違反の警察出動および使用者(とSCAP)の組合干渉によって、事件が解決したと見ることはできなかった。そんな結論を出せば、独立組合——つまり使用者と政府から独立した組合——を奨励するという米国の方針を混乱に陥れてしまうし、将来に醜い先例を残すことになる。『読売新聞』の現時点の危機が何であれ、解決策は長期的な民主化を切り崩すものではなく、補強するものでなくてはならない」(同上30ページ)とも語っている。

6月25日、コーエンは警視庁刑事部長や丸の内署長など3名を呼びつけて彼らのやり方を難詰し、総司令部全体としては労働争議に対する彼らの介入を黙認していないことをわからせようとした。しかし彼らは総司令部の意向に沿って警官を出動させたと思い込んでいたので、呼び出されて意見されることに腹を立てた。「彼らは激しい剣幕で答えたが、組合活動の権利に関しても、問題が労働契約の定義に関する場合でも、何が犯罪を構成するかを決定するのは、裁判所ではなくて警察、

検察だということを前提として説明した。私は厳しく追及し、彼らは入って来たときよりも苦々しげに出て行った」(同上25ページ)。

彼らは「ミスター・コーエンだけが占領軍じゃないからな」という言葉を残して立ち去ったが、早速、米軍東京憲兵司令部に対して、コーエンが警察の公務執行に干渉していると訴えた。コーエンの行動が反ソ・反共を強めつつあった占領軍の中において、いかに勇気のいるものであったかは、彼の次のような叙述の中に示唆されている。「東京憲兵司令官のフェリン准将は第8軍参謀長のクロビス・バイヤース少将に取り継ぎ、そこから第8軍司令官のロバート・アイケルバーガー中將、続いてマッカーサー元帥に伝えられた。私はなんら行動を起していなかったが、行動ではなく、尋問からこんな大騒ぎが起きるとは、前代未聞のことだった。1946年、民主化の掛け声は勇ましかったが、米陸軍高官のほとんどにとって、日本警察はまだ聖牛のようなものだった」(同上26ページ)。

6月26日、コーエンは総司令部における労働課の立場を明らかにし、民間情報教育局新聞課との調整を図ろうとして、労働関係班長のコスタンチーノとともに、ニュージェント、インボデンらと会議を開いた。そのときのコーエンの立場は次の言葉に如実に表現されている。「意見の調整は簡単だった。私はニュージェントに、労働課は新聞発行人を編集内容の責任者とするGHQ方針を忠実に守っていると言った。新しい労働諸法のどこにもその原則に背いた条項はなく、労働組合法は逆にそれを支持している、と私は付け加えた。『読売新聞』労組と正力が結んだ協約によると、組合の承認なく幹部を解雇することは禁じられている、と組合は主張している。しかし、労組法によると、組合活動は「労働条件ノ維持改善其ノ他経済的地位ノ向上ヲ図ル」(第2条)ものに限定されている。編集管理は労働組合活動や団体交渉の範囲外だ。

したがって『読売新聞』の協約での一方的解雇禁止は、編集方針のケースに適用できない。私は協約の解釈を労働委員会に委ねると力説した。労働委員会なら馬場に有利な判断をするのは間違いない。SCAPは労働紛争にかかわるべきでないと主張し、私は「このことは法の手続きに従ってなされなければならない」と言った。「我々に関するかぎり、意見不一致はない」とニュージェントも結論づけた」(同上27-8ページ)。

6月29日、コーエンは農林ビルの事務所で新聞課インボデンと労働課の自分、ならびに紛争当事者を交えた会議を開くことを計画していたが、実際にそこに現れたのは、インボデンの代理としてやってきた若い新聞課員パインズ少尉、コーエン、コスタンチーノ、そして馬場社長と新聞単一の委員長聴濤、鈴木以下解雇を言い渡された6名だった。そこでコーエンはGHQが与えた新しい労働者の権利についておよそ次のように語り、用意してあった声明書を読み上げた。

談話要旨

「今度の読売の問題には二つの面がある。一つは新聞の編集方針に関するもの、他は労務関係、後者は労働課の担当である。しかし両者は連合軍総司令部の一致した方針の上に立つものである。編集には特定の責任者をおき、編集事務を担当させることを必要とする。労務関係の根本原則は労働組合法を基礎とする。労働組合を組織し、組合活動を行なう完全な自由を新聞の従業員は持っている。組合活動は経済状態の向上を目標とするものである。経済状態とは賃金、労働時間、労働条件などを含む従業員の経済生活をさす。ここにいる労働条件とは狭義のものではない。すなわち一企業において従業員が経営者より課せられているあらゆる問題を含む。特に重要なのは雇用と解雇である。これについては組合法に従い、従業員は適当な行動をとり得る。

労働組合は解雇から組合員を擁護する権利をもつ。この権利は究極において連合軍総司令部によって発せられたプレス・コードと接触するのである。

故に必要なことは団体契約の締結である。この契約において従業員の権利を擁護する規定を設けるとともに、他方において編集方針について経営者側が責任をとりうるよう規定した条項を設けることが必要である。

連合軍総司令部は今度の読売の問題については、いずれかの側を支持するようなことは絶対にない。それが占領政策に抵触せぬかぎり、連合軍は紛争の圏外に立つものである。団体協約は法律と同じ意義をもつ。組合の選挙が経営者側に使喚されて行なわれた場合は不法である」(『読売新聞 80 年史』535-6 ページから引用)。

声明

「労働組合法第 11 条によれば、使用者が労働組合を圧迫することは不法である。このようにして使用者により獲得された、いかなる作為された解決も協定も法律的効力をもつものではない。このような圧迫によって使用者にもたらされた、いかなる利益も、法律的に有効ではない。

使用者は彼の被使用者たちの労働組合の権限ある機関と交渉をもつものである。労働組合の権限ある機関は、折衝の目的のためにする場合に、組合の組織を破壊する結果をもたらしたところの、使用者側のなんらかの行動または一連の行動によって、その力を弱められたり、あるいは廃止されたりするものではない。またその組合の指導者たち、あるいは彼の被使用人たちのうちの誰かを解雇しようとする使用者側のいかなる企てによってもそれは力を弱められるものではない。

組合の権限ある機関は、その時期に組合の指導者たち、あるいはその他の被使用者たちが、獄中にあるという事実によって、力を弱

められはしない。組合の権限ある機関は折衝の目的のための代表者が、当該会社の被使用人以外の人間であっても、その事実のために力を弱められることはない。労働組合法の第 21 条のもとでは、組合と使用者双方は同法のもとで誠意をもって調印された団体契約を完全を守る義務がある」(同上、536 ページ)。

戦争責任問題での旧経営陣の辞任後に急激に進んだ各新聞の左傾化を阻止するために、労働組合に結集した記者や論説委員が握っていた新聞編集の権限を、経営者側に奪還させるという民間情報教育局新聞課の方針を知りながらも、コーエンは占領軍による労働関係民主化の成果を労働者に実感させ、体得させる必要を感じていた。そのためにこの年 3 月に正式に施行された新しい労働組合法の諸規定を持ち出して、経営者による一方的で恣意的な解雇を認めず、労働者を守る労働組合の権限を十分に発揮させてみせるというのがコーエンの意図であった。会社側が占領軍の権威をかさにきて「編集権」なるものを掲げ、労働組合側とのかつての合意を無視し、吉田内閣とともに警察力を当てにすることは許されるべきではなかった。民主主義を定着させるというからには、占領政策といえども、新しく与えられた民主的権利を蹂躪して、一方的に押し付けられてはならないのであった。それが労働組合の意義とその権限がプレス・コードと「接触」という表現であった。

『読売新聞 80 年史』は書いている。「コーエン課長の談話は聴濤が通訳したが、全般的に鈴木ら 6 名の解雇がいかにも不当であるという印象を与え、特に、「労働組合は解雇から組合員を擁護する権利をもつ。この権利は究極において連合軍総司令部によって発せられたプレス・コードと接触するのである」という点が非常に問題になった。『接触』という言葉は微妙な表現で、「力の対等関係」を

意味することになるから、GHQの意図に基いた解雇といえども日本の国内法に抵触する場合があります、プレス・コードといえども日本の国内法と対立することがありうるという結論が出てくる可能性がある。この談話と声明で鈴木一派は再びふり起ったのである。いままでGHQの見解の前に絶対服従する以外方法がないと信じ切っていたところへ、GHQの労働課長がこういうアドバイスをしたのだから、これなら勝てる、われわれにもGHQの味方がある、と考えたのも無理はあるまい(同上537ページ)。増山もまた著書の中に、「この点で、第2次読売争議はふたび火を吹き出したのであった」と書いている(増山、前掲書、268ページ)。

この会議に立ち会い通訳を務めた日本新聞通信労働組合委員長聴濤は、コーエンの労働組合が解雇を含む労働条件の交渉について強い権限をもつという談話と声明に力づけられて読売支部を訪れ、闘争を再開するように勧めた。また聴濤委員長と牧野書記長は「労働課も支持しているのだから6名の問題を労働委員会に提訴してはどうか」と強く慫慂した。これに対して読売の執行部は、先の刷新委員会側との合意に基づく7月14日の統一大会を重視していたので、簡単にはその提案に乗らなかったが、現場労働者はコーエンの話を新事態の到来と捉えて、職場大会などを開いて6名の首切り再検討を社長に求める決議を挙げた。そのような動きに押される形で、7月2日、執行委員会は

- 1 6名のかく首問題は、統一の過程で、組合の権限ある機関が再度交渉して処理すること。
 - 1 早急に、いわゆる編集権と労働組合の権利の関係を明確にし、これを団体協約化すること。
 - 1 不法検束者の即時釈放を要求すること。
 - 1 危機突破資金の支給を申し入れること。
- を決めた。

しかしその日のうちに、日本新聞通信労働組合本部は、執行委員長聴濤克巳の名で、「鈴木東民ら6名の臍首は労働組合法第11条の違反である」として、中央労働委員会への提訴に踏み切った。総司令部からの読売新聞への圧力が容易なものでないことを、それまでの闘いの中で実感していた読売支部の執行部は、一定の犠牲をしのんでも組合の再統一を志向していた。支部の意向を無視した形の提訴について聴濤は、「単一組合である以上、日本新聞通信労組として、支部の問題を見殺しにするわけにはいかない。本部の責任において提訴した」「読売支部が本部の提訴を支持するようまとめてもらいたい」と増山に語った。ここに読売新聞社の争議は全国的な組織となった新聞通信労組全体の争議に拡大し、6名臍首の問題は、施行されて間もない労働組合法11条違反の初提訴となったのである。提訴理由には次のようにあった。

「記事の過失責任を問うといふならば、鈴木編集局長、坂野政経部長の両者に止るべきであって、その場合にも当然経営協議会に付議すべき性質のものである。……編集記事の責任と全然関係のない前記4名にまで範囲を拡大していること、並びに前記6名が何れも組合幹部或いは経営協議会委員である点から見て、記事責任問題に名をかりて組合並びに経営協議会の破壊を企図するものと断ぜざるを得ない。……今後かかる違法行為が頻発する場合には、我が新聞通信労働組合の存立の基礎を危くするばかりでなく、全労働組合に重大なる脅威を与えるものである」(増山『読売争議』272ページによる)。

中央労働委員会はこの提訴を即日受理し、東京地方労働委員会に移管した。

2. 工場労働者によるストライキと会社側による工場奪還

7月4日、坂野善郎ら4名が釈放されたが、

争議の再燃を予感した会社側は、7月3日付で常任執行委員宮本太郎ら16名に対する配転処分を発令した。「この編集局16名の配転は、実質的に読売支部の機能を停止させる組合破壊の不当労働行為であり、せっかく刷新委員会側との統一工作が進展し、再建大会を急いでいた組合にとってまさに青天の霹靂であった。同時に民主読売の6名の幹部に次ぐ中堅幹部の排除であり、第2のレッドパージの性格を持つものであった」(同上、273ページ)。

この配転によって、常任執行委員13名中鈴木らを含めて編集局選出の7名が全滅したことになり、残ったのは小林豊一事務室長ら工場関係3名と、武藤三徳ら業務・総務関係の「刷新委員会」側3名となった。執行委員会も、編集局選出23名中13名が処分され、残ったのは女性2名と中立的立場をとる2名、「刷新委員会」側6名となった。さらに闘争の先頭に立っていた組織部は部長の増山と副部長の吹田、青年部は部長の宮本、機関紙編集は責任者の能智と、それぞれその中心メンバーが壊滅した。他の配転者もすべて闘争委員会の活動家であり、さらに民主読売の中核となっていた論説委員、次長クラスがほとんど移動させられ、執筆、編集活動から遠ざけられた。16名は一致して配転命令を返上したものの、会社と刷新委員会は「編集権確立」を掲げて強硬姿勢を貫き、組合は事実上機能不全に陥ったのである。

日本新聞通信労働組合は7月5日、16名の不当配転を労働委員会に追訴し、東京地方労働委員会は読売問題小委員会を次のメンバーで構成し、8日に第1回会合を開いた。

労働者側委員	原虎一(総同盟) 伊藤憲一(共産党)
使用者側委員	大和田悌二 篠原三千郎(東京光学重役)
中立側委員	末弘巖太郎 吉阪俊蔵

(商工中金理事) 海野晋吉(弁護士)

組合の機能が麻痺している中で、9日、工場労働者たちは職場大会を開き「1. 16名の移動を取り消せ、1. 危機突破資金1人500円、妻100円、家族1人50円ずつを支給せよ」の2項目を万来の拍手で可決し、続いて「1. 6名のかく首を再検討せよ、1. 手当を除き月手取り最低1000円とせよ、1. 退職手当制度の改正、労働協約の正式締結、読売生活協同組合結成資金の支給」などを採択し、この5項目を工場代表が会社側に要求、直ちに回答せよと迫った。

ところがその直後、これに対抗する形で「刷新委員会」側は、武藤三徳ら自派常任執行委員と渡辺文太郎らが、「読売新聞従業員大会」を開き、従来の組合執行部の抗議を無視して「読売支部」新執行部の成立を名乗り、日本新聞通信労働組合の提訴に反対する抗議書と労働委員会への反対具申書を強硬採択し、6名の馘首はもちろん、16名の配転も「正しい措置である」と主張して次のような決議を行ない、会社側に提出した。

「読売新聞社の再発足にあたり、わが日本新聞通信労働組合読売支部は従来のサンジカリズム的行き過ぎを克服し、正常且強固なる組合の再建に努力しつつある……

決議

- 1 今回の紛争に監視重役会は重大なる責任を感じ速やかに善処すべし
 - 2 新聞の反動化、民主的編集方針の後退に絶対反対す
 - 3 編集権と組合権の範囲を明確にすべし
 - 4 団体協約を速やかに締結すべし
 - 5 危機突破資金1人500円、妻100円、家族一人当たり50円を即時支給すべし
 - 6 消費組合運転資金を会社側で負担すべし
 - 7 退職手当制度を速やかに改正すべし
- (増山、前掲書、278ページによる)。

これを受けた会社側はただちに「読売新聞従業員大会」代表者側に、「1. 危機突破資金1人500円、妻100円、家族一人当たり50円を支給する、1. 退職手当制度の改正を実施する」と回答したので、自分達の要求を無視された工場労働者たちは激昂し、しだいにストライキをもって闘うという方針が固まっていった。7月10日に開催された対日理事会は、見えざる影響を与えた。「ソ連のデレヴィヤンコ中將が「現行日本労働法規に関する22の改正項目」を提案し、アメリカ占領軍の労働政策に対する牽制球を放った。これは占領以来、労働運動に沈黙を守っていた社会主義ソ連が、公式に発表した労働組合運動に対する初提案であったから、輪転機労働者を勇気づけた」と増山は述べている(同上、280ページ)。

7月11日、組合側は工場を会場として組合大会を執行し、9日の職場大会の5項目要求が入れられなければ、12日正午を期してストライキに突入すると宣言して、会社側に申し入れた。ストライキ通告を受けた馬場社長は総司令部のペーカーのもとへ駆けつけ事態を説明して援助を乞うたが、ペーカーは日本政府に連絡して適当な処置をとるよう指示してマッカーサーに報告書を提出した。会社側とスト反対派の「再建協議会」は必死の切り崩しを試みたが、組合側には何の正式回答も出さなかった。

7月12日正午、工場関係の労働者は予定通りストライキに突入した。「活字の入ったケースは、その台から取りはずし、活字が崩れないようにして立てかけ、8台の輪転機は回転音をピタリと止めた。机、腰掛などは入口や通路に高く積みあげられ、要所要所にバリケードが築かれ、二人一組の見張員(ピケットイング)をおいた。スト突入と同時に、労働者達のインター、赤旗の歌声が高らかにおこり、会社側を震撼させた」(同上、282ページ)。スト参加者は工場を占拠し全員ろ

う城体制をとったが、編集関係者は編集局、出版局、企画局などの組合員にストへの合流を呼びかけ、宣伝や連絡にあたった。また社の内外に争議のビラを張り巡らし、各種組合や友誼団体へ支援を呼びかけた。「読売がストに入った」というニュースはその日のうちに全国に伝わり、各組合や団体の代表者が続々と応援に駆けつけた。その日3時からスト現場で従業員大会が開かれたが、支援労組の代表者は、次々と演壇に立ってともに闘う決意を披瀝し、応援の掛け声や割れるような拍手で、その場の闘いの雰囲気はいやがうえにも盛り上がった。日本新聞通信労働組合は12日、読売ストライキ支持の声明を発表し、13日には中央執行委員と在京支部代表者の合同会議を開き、読売争議共同闘争委員会を発足させた。こうして読売新聞は13日から4日間発行を停止した。

7月13日、吉田首相は馬場に会見を申し入れた。『読売80年史』は書いている、「当時、本社からGHQに種々依頼しても、重要な処置は総理を通じて伝達されるのが常であったから、首相の会見申し込みはすこぶる期待された。はたして吉田首相は、馬場社長に対し、直ちに検事局に告訴することをすすめると同時に、木村法相、大村内相と相談する手はずをきめてくれた。また翌14日は日曜日であったにもかかわらず、民間情報教育局長のニュージエント中佐から、できるだけ早く会見したいとの伝言があった。……ニュージエントは「日本で最も優秀な戦闘的弁護士を雇って告訴されることをお勧めする……」と勧告……「できるだけ敏速かつ正確に報告してほしい」といって激励した。これは吉田首相をしてGHQの意思を馬場社長に伝達させ、さらにGHQ自身が馬場社長に重ねてその意向を表明したものであった」「本社はついに不法ストによって業務を妨害している一団のうち最も過激な分子である元編集局局長文連ほか31名を検事局に告訴し、司

法権の発動によって不法状態を排除しようとした。ところが何故か検事局の発動は案に相違して行なわれなかった。また……丸の内署および警視庁に保護願いを提出したが……何か出来事が発生し、秩序の維持が必要とならなければ警察官を派遣することはできないと拒否され」た(541-2 ページ)。

スト反対派は 14 日従業員大会を開いて、これを正式な日本新聞通信労働組合読売支部の大会と宣言し、現在進行中のストライキを「無政府主義的ないしサンジカリズム的」「専断的かつ一方的」と批判して、次の決議を採択した。

- 1 組合デモクラシーを確立せよ
- 1 党派的、独裁的な組合の運営、活動を断固排撃せよ
- 1 一部煽動分子によるストライキを即時停止せよ
- 1 組合並びに単一組合本部のサンジカリズム的、専断的行動と組織とを徹底的に改革せよ

新組合と会社による「読売新聞再建協議会」の幹部達は「実力行使」「職場の奪回」を決意し、密かにその準備をはじめていた。「しかし何といっても 200 人を超える争議団の面々が、あらゆる場合を想定してろう城しているのであるから、平穩のうちにこれを接收するためには万端の準備が必要なのはいうまでもない。そのため用意に相当の時間をついやさざるを得なかったが、いよいよ 16 日午前 11 時を期して、突如数百名の従業員でスト工場に侵入した。行動の秘密性がよく保たれていたためか、争議団は全く不意をつかれた格好であった。これがため大した抵抗もなく、わずかなこぜりあい程度で、一挙に工場を奪還することができた。」(同上, 543 ページ)。

組合側はこのときの状況を当事者各自の手記によって資料として労働委員会に提出したが、それらをまとめると次のようであった。

「11 時頃、二階文選職場の闘争委員会が、安田編集局長、渡辺文太郎、栗山利夫ら数名によって襲撃され、ほとんど同時刻に一階工場裏口からは、関東軍の特務機関にいた甲斐原文夫(政経部)を先頭に近藤勉(企画局事業部長)、小川泰忠(政経部)ら 10 数名が突入、表口からは武藤業務局長、岡野企画局長、前田末広(地方部次長)、桜井正美(整理部次長)らに指揮された新田実、吉田万理夫、斎藤申二、塚原正直ら社会部員と鈴木純也(業務局普及部)のひきいる青年たちの「突撃隊」を主力とした大集団が突入した。長文連、山根修、大沼直志ら編集局から駆けつけた闘争委員と、工場に居合わせた庄司源雄、大森一郎、吉田玉乃緒らを加えて、工場労働者たちは、裏口および表口のバリケードを盾に、スクラムを組み、彼らの侵入を頑強に阻止しようとした。しかし無抵抗主義をとったため、彼らの凶暴な暴力の前にたちまちバリケードを破られ、スクラムも崩され、工場はまたたくまに占拠されてしまった。この間、座り込んだ解版の女子労働者たちはかつぎ出され、男子はなぐられ、足げりされ、血だらけになって、つぎからつぎへとつきだされるようにして、職場の外に放り出された。……増山はただちに牧野書記長、青柳書記らと手分けをして、『毎日』『朝日』の労働者を動員し、現場に駆けつけたが、MP の騎馬隊に妨害されて現場に入れず……約 50 分くらいで、ストは完全にやぶられてしまった」(増山、前掲書、290-2 ページ)。放り出された労働者達は毎日会館前に集合し、電産労組の斡旋で確保した旧関東配電変電所の焼け残ったビルにろう城し、争議団は「読売ストライキ闘争本部」を結成して戦うことになった。

この直後、スト反対派の組合執行委員会は 40 名のスト参加組合員を除名処分とし、これに呼応する形で、会社は 15 日付で 31 名の解雇処分と 10 名の懲罰的人事異動を発令した。16 日午後から会社側とスト反対派は力

をあわせて紙面作成に努力し、早くも17日に新聞を再発行し、「従来の半数にも満たない人員で」(『80年史』545ページ)発行を続けることができた。その紙面は一新され、「人民の機関紙」を自負した民主読売の時代は終わった。馬場社長は次のような決意を表明した。

「読売は先月12日から社の編集方針改革のため編集幹部の更迭を行ない、そのために十数日間紛争状態を続けた、それは26日従業員3名の代表者が私と会見の席上で、無条件に私に一任することになって解決したのである。しかるに今回のストライキは前の解決を全然無視したものであることにおいて、少なからず、私を憤慨せしめた、私は今の労働組合運動の指導者は昔の博徒の親分ほども然諾を重んぜざるものかと思はしめた。新聞の発行を不能ならしめることは新聞社を潰す以外の目的を以て行はれるものではない。さう言へば、今度の紛争を指導する人々はその色彩が左翼的であり、そしてその指導本部は社外にあると察せられた。かれらは読売を左翼の機関紙にするか、然らずんばむしろこれを潰さんと意図するのが当然である。ただその煽動に乗って社を潰し、そして自分らの生活を犠牲にする罷業者側の心理が不思議でなかった。しかし日本人は自分の信念を守るに弱いいやいやながら強力な指導者に従ふ癖がある。戦争時代に軍国主義者が民衆を軍隊化した如く今日は左翼分子が民衆を軍隊化せんとしつつある。これは連合軍司令部が15日発表した声明で指摘したとおりである。私は今回の争議を通して真の民主主義といふものは個々の人民が自分が良しと信ずる事を固く守ることだと感じた。……

近來の読売新聞は、極左勢力が日本を取るか取らぬかの闘争の目標になっている、読売新聞は一種の天王山である、これが陥落すれば他の新聞にも影響を及ぼし、遂には日本それ自身が左翼化する危険にさらされる。われ

われは日本が健全なる民主主義を固守し平和と自由と友愛の住家として存在することを欲する、そしてわが従業員およびわが国民の多数がこの方針でこの新聞とこの国家を守られることを信じて疑はない」。

(『読売新聞80年史』543-4ページより引用)。

7月16日、工場の奪還に成功して翌日の新聞発行の見通しを立てるや、馬場は早速ニュージェントとベーカーを訪ねてあらましを報告した。これに対してニュージェントは「心からおめでとう」と言い、また「以前労働課が貴下を呼出したそうだが、今後再びそういうことがあったら、すぐ私に報告してください。前回立会ったバイズ少尉では階級は低いし、年少で不十分だからもっとしっかりした将校を護衛につけてあげますから」と親切に語った。また渉外局長のベーカーは、「最高司令部の労働課が迷惑をかけたそうだが、もう一切迷惑をかけさせないからどうぞ思い切ってやって下さい」と激励した(同上、548ページ)。「そして労働課のコーエン課長、アンソニー・コンスタンチーノ少佐に対し、サザーランド参謀長名で「読売問題については今後干渉すべからず」との命令を出した」とされる(今西光男『占領期の朝日新聞と戦争責任』178ページ)。

コーエンは自著の中で次のように書いている。「私は一連の出来事で私の正しさも証明されたとだったが、それでも無傷のままではいられなかった。『読売新聞』事件以後、諜報担当のウイロビー少将は、私に左翼のレットルをはるようになった。さらに、マーカット少将の帰国中、アイケルバーガー中將は私の日本警察の扱いについて参謀長に苦情書を提出し、参謀長はそれをマーカットが帰朝した翌日、彼に見せた。……参謀長はマーカットに対し、私にストを助長しないように伝えるよう指示したが、参謀長に反論するものは

まずい。マーカットは私宛てのメモを書き、その写しを参謀長に送った。……メモの原文を私が受け取ったのは1週間後(7月13日——美馬)のことだった。……この間、マーカットがこの件についてマッカーサー元帥と話し合ったのは間違いない。吉田首相とG-2のウイロビーもこの件でマッカーサーと話し合った」。吉田首相やウイロビーがこの事件を例としてコーエンを共産主義者であると告発しても、「マッカーサーはこれらの告発を決して信じなかった。実際、私が4年後のGHQを去るとき、最高司令官は特に私の“忠誠”を称えてくれた」(コーエン、前掲書、37-8ページ)。コーエンが労働課長の地位を自分が推薦したジェームズ・キレンに譲り、マーカットの経済顧問兼特別補佐官に昇格したのは翌年の2・1スト後しばらくたった5月のことだった(同、110ページ。また、中北浩爾『日本労働政治の国際関係史』岩波書店、22ページ)。

3. 占領軍の干渉

その後も会社側に対する占領軍のてこ入れは続いた。7月21日、インボデンはパインズ少尉を連れて読売をおとずれ、工具を激励、翌22日にはCIEのサマーズ中佐が社を訪れて馬場社長と会見し、次のように語った。「私は最高司令官はじめ上層部の意図を体してきた。われわれ民間情報局は表面から労働問題に介入することはできぬが、しかしこの問題がいかに解決されてゆくかについては、GHQとして深甚なる関心を払っている。百万言をろうするよりも、われわれがここにこうして訪れ、従業員を激励してゆくということが、何よりも大きなデモンストレーションの効果をあらわす、という結論がでた。そこで今後とも、私のみならずいろいろの人が代わる代わる来ることになっている」。「日本の政府が保証しないというのがわからない。ア

メリカでは面と向かって口論するのはかまわないが、少しでも手を触れたら暴力とみなされる。こんなに暗殺その他の言辞をもって脅迫したうえ、拉致されんばかりに無理強いして引張っていくのが、どうして違法でないといえようか。では2階の工場を見せてください。そしてあとで本部の方へも参りましょう。ちょうどスト本部からも見えるからいいデモになるでしょう」(『読売80年史』546ページ)。

翌23日には丸の内警察署長がGHQ保安課警察行政官サーストン、警察調査官シュパーク他3名をつれて来社し、馬場社長以下と2時間にわたり懇談した。サーストンは次のように述べた。「事態がこれ以上はげしくなったとしたら、それは単に日本人の問題のみならず、進駐軍の安全にもかかわる。マ元帥の方針はできるだけ日本政府に任せるということになっているが、米兵の生命が危うくなれば、どうしてもわれわれが出ざるを得ない。日本人同士の問題は平和的に治められるのが目的だが、民主主義からいえば他人の所有権を侵すことはできないことになっている。マ元帥はこの問題に関して非常な関心を払っておられる。殊に司令部の近くだけに、問題はより重要性をもっている。GHQではできるかぎり新聞の発行が継続されることを希望している。日本には立派な民主主義的新闻がなくてはならないからだ。報告は元帥が読まれるのだから特に詳細にしていきたい」。続いて質問に入ったが「主なる問題は共産党員指導層の情勢についてで」あった。サーストンはその日のうちに「スト本部」を訪れ支援デモを監視する予定であることを明かし、辞去の際に、「ここ数日間になんとか結末をつける」と言明した(同上547ページ)。

24日、約束どおりサーストンはシュパーク他4名と来社し、「スト本部」で調査してきたことについて会社側から確認を取り、「スト本部に対しては1日も早くかかる状況

を停止するよう勧告した、いずれにしても直ちにかたをつける」と述べた。この日には課報部からもデービスやイセリが調査に訪れている。

25日、マッカーサーは読売の馬場社長、朝日の長谷部社長、毎日の永戸社長代理、時事の伊藤社長を招いて懇談した。「席上マ元帥は、共産党員をキックアウトしろと語ったが、この会合はペーカー代将のあっせんで、専ら馬場社長を激励するためのものであったといわれる」と『読売80年史』は述べている(同上548ページ)。

4. 北海道新聞の場合

北海道新聞社においても戦争責任問題などで旧経営陣が辞任し、とりあえず選出された新経営陣も内紛を抱えて不安定であった。そのような中で1946年2月13日、支局なども含めて全従業員を結集した北海道新聞社従業員組合が新谷虎之助委員長のもとに結成された。結成と同時に組合は日本新聞通信労働組合並びに北海道労働組合連盟に加入し、16日には待遇改善と社内民主化を掲げ、「団体協約締結、重役総退陣、賃金三倍値上げ、飢餓突破資金支給」の4項目の要求を満場一致で可決し、会社首脳部に突きつけた。会社首脳は要求を受け入れぬまま総辞任した。闘争宣言を発した組合は、経営管理を断行、重役審議会を設けて推薦役員を選出した。3月8日の臨時株主総会は、組合推薦の役員を選任し、組合の支持を受けた形で構成された新役員は社長に阿部謙夫を挙げ、賃上げや飢餓突破資金の支給を承認し、さらに団体協約、経営協議会の設置なども原則的に認め、3月14日、阿部社長と新谷執行委員長とのあいだで正式調印を終わり、紛争状態に終止符を打った。

しかし先の重役の退陣によって空席となった編集局長の職に組合委員長新谷が就任し、

彼はその支配力で組合執行部を共産党系でかためるとともに、論説委員も自己陣営から推薦したので、新聞は急速に左翼の色彩を強めた。これに対して地方勤務の社員から新谷執行部の専断や紙面の偏向に対する批判が高まり、彼らは地方協議会に結集して4月5日には有志社員大会を開くに至った。この大会は「北海道新聞の政党化を是正するとともに、組合の機構を改革して左翼独裁を排除し、経営協議会委員の独裁人事を撤回する」決議を採択し、さらに大会は、組合員の3分の2以上が出席していることを根拠に臨時組合大会に切り替えられて、新谷執行委員長以下幹部6名の追放を可決した。「公正な紙面を作ること、経営協議会から会社に提出中の人事異動を白紙に戻すこと」をいったんは受け入れた新谷派であったが、彼らの抵抗によって20日の大会は流会となった。改めて開かれた30日の支部結成大会では、新しい執行委員長に政治部記者尾高武を選出し、組合執行部を一新のうで新聞通信労働組合への加盟を決定、ここに内部紛争も収まる気配を見せ、その後紙面も改善されつつあった。しかし総司令部の反共主義的新闻政策の嵐は北海道新聞にもより露骨な形で押し寄せてきた。

民間情報教育局新聞課のインボデンが突如来道したのは1946年6月17日であった。彼はまず函館支社を訪れて民主主義的な新聞のあり方について講演を行ない、翌18日、札幌本社員に対しても同様の講演を行なった。それはケン・ダイクが残していった「編集方針と人事権は新聞の社主、管理者、あるいはこれにより委任された最高責任者に属し、政党、従業員組合など他の団体によって支配されるべきものではない」という主旨のものであったが、彼は北海道新聞社首脳に次のように警告した。

「北海道新聞に関して、総司令部の新聞課に道民から多数の投書がある。その内容は北海道新聞は日本共産党の機関紙にすぎない、

他党の政見など一切掲げようとしないうという抗議であった。北海道新聞が政党の機関紙であるかどうかは判らぬが、政党の機関紙なら25万から30万どまりの部数しか許されない、もし、北海道新聞が機関紙であることを欲するなら、現在の部数を大幅に削減しなければならぬ。

(『北海道新聞 20 年史』 97 ページから引用)。

さらに阿部社長に対しては、「総司令部としては、占領政策のためにも北海道の住民のためにも、北海道新聞を閉鎖したほうがいいのではないかと」の意見を持っているが、民間情報教育局長ニュージエント中佐は7月13日までのあいだに、北海道新聞自らの手で肅正する期間を与えると言っているから、有効にその処置をとる必要がある」と述べ、19日に再び訪れて、「今日中に社長の英雄的措置を必要とする」と強硬な態度を示した。これを受けて20日に開かれた緊急役員会は、新谷以下8名を休職処分とすることとし、その事情を本社全社員に説明した。しかし21日帰京の前に三度来社したインボデンは、会社の措置は十分でないと言い、「完全な肅正にはなお若干の時間を必要とする」との会社側の弁解も聞かず、「当局が望んでいるのは即刻の断である」と言明した。新聞社の閉鎖回避を最優先と考えた役員会は26日、先に発表した8名を退職処分に切り替えるとともに、別に依頼1名を含めて退職処分17名を追加、さらに28名に対して休職を命ずることにした。大量処分に組合は苦悩したが、阿部社長の「今後本人の行動を検討の上ある含みを持たせた」との説明に53名にのぼる退職、休職処分を承認した。被処分者のうち新谷ら46名は労働組合法違反を理由として労働委員会に提訴するとともに、「不当首切り反対」の活発な宣伝活動を開始して、加盟していた日本新聞通信労働組合および北海道労働組合連盟の支援を取付け運動を続けることとなった。

6月29日、北海道新聞は次のような「社告」を掲げた。

「敗戦日本が直面した社会情勢の中にあつて、国民大衆とともに歴史的な苦悶を重ねつつあつたわが北海道新聞は、ここ数ヶ月の間、読者各位から絶えず厳しき批判を受けつつ今日にいたつた。しかし、いまやそれらの批判の対象をなしていた根源を断ち、歪められた真実の所在を回復し、歴史の進路を誤りなく把握するの機会を得た。もとより大衆新聞の使命はこれが経営形態の如何を問わず、また、永い未来を通じてかわらぬ厳たる社会の公器であり、不偏不党の公正な立場に立つものでなければならぬ。……しかしながら、過る2月中旬争議が起こるにおよび、勢いの赴くところ矯激にわたり、多数の読者をして本社が一党の支配下にあるが如き疑いを抱かしめるに至つた……しかし民主主義国家における新聞本来の姿は多くを語らずして明らかである。……あたかも6月13日マ司令部民間情報教育局長ニュージエント中佐の、日本新聞に対する談話発表および、過般来社せる同司令部新聞課長インボデン少佐の、新聞製作方針説明により、一層これが反省を深め革新に徹するに至つた。本社は人事ならびに機構に一大革新を断行した。新聞の正義と公器性とを堅持しつつ、これが義務と責任において公正なるニュースの報道を行ない、もつて全読者各位の期待に沿いたい。」

(同上、99 ページから引用)。

解雇を言い渡された新谷ら46名から、労働組合法違反の訴えを受けた北海道労働委員会は、9月30日次のような裁定を下した。「会社が社内肅正の理由で行なつた処分は、当時の事情からやむをえないものと認められる点もあるが、必要の限度を越えたものと断定して差支えない。したがって不当労働行為に該当するものと認め、あらためて処分を再

検討し、その範囲を最小限に止めるよう通告する」(同上、100ページ)

しかし編集方針と労働組合の権利との接触にかんしては、総司令部ならびにインボデン他のたびたびの干渉から、その権威主義的解釈をとらざるを得ない事情があり、会社側では彼らの扱いについて具体的行動をとらなかった。また従業員組合の圧倒的多数派も、この解雇をやむをえないものとして承認しており、読売の新組合とともに解雇撤回を一つの大きな目標とした新聞ゼネストに反対していたので、10月初旬のゼネスト挫折後争議団の立場はきわめて不利となった。

こうした状況の下で、12月21日争議団代表は新聞単一牧野書記長立会いのもとに会社側と「退職発令者25名のうち19名は退社として依頼の取扱いとする、休職発令者28名のうち10名を復職とする。残余の退職6名、休職18名の処置については連合軍司令部の意見を徴して行なう、また退社するものに対し会社は経済的考慮を払う」という4か条の約定書に署名して争議を終えることとなった。

しかし争議団の4名はこれを不服とし、約定書の白紙撤回と旭川支部内同調者の処分撤回を求め、その夜から社長宅前の街路でハンストによる死の抗議に入った。同情する他組合が多数駆けつけ赤旗と労働歌で騒然とする中で、地方労働委員会、牧野書記長と道新労組の1執行委員、会社側が一定の前進を含んだ覚書に調印し、ハンスト突入以来4日、80時間弱にわたった死の抗議は中止され、7ヶ月間続いた争議は決着したのだった(同上、101-2ページ)。

5. 産別会議と新聞ゼネストの挫折

先にみたように、新聞界における社内民主化運動は労働組合の結成および組合運動の活発化と密接に結びついていた。従業員達は占領軍に後押しされた民主化運動の過程で、社

内旧勢力の追放、人事の刷新、編集の経営からの独立を勝ち取り、同時に労働権と生活権を確保するために団結権を与えられて労働組合運動を展開し、クローズドショップあるいはユニオンショップの下に経営協議会を作ったのであった。

1945年10月から翌年初めにかけて急速に結成された各新聞社の組合は、全国的な組織の結成へと進み、1946年2月9日、毎日会館において、『朝日』『毎日』『読売』『北海道』など31新聞、『共同』『時事』の2通信社、それに加えて『放送』の34組合、2万2335人を代表する代議員346名によって全日本新聞通信労働組合(通称新聞単一)を結成した。「新聞通信ならびに放送の徹底的民主化、団体協約の締結、従業員の経営参加、7時間労働制の確立」など8項目の綱領と宣言を採択し、委員長に朝日新聞の聴濤克巳、副委員長に読売新聞の鈴木東民と放送局の白神昇、書記長に毎日新聞の牧野純夫、幹事に共同通信の上野貞夫と日経新聞の堀卯太郎、その他10名を執行委員に選出した。(新聞単一が最大となったのは産別加入時の8月で、52支部3万1千余名であった)。

この大会では日経新聞の代議員から、労働組合の全国的な統一のために「全国労働組合協議会」を作ることが提唱された。「労働戦線統一はわが国にとって緊急な課題である。日本の民主化のためにも、新聞通信組合のわれわれこそ、そのイニシアチブをとるべきである」(田中哲也『或る戦後史一朝日新聞の軌跡一』汐文社、78ページから引用)。この提案は満場一致で可決され、新聞単一はこれを積極的に呼びかけてゆくことになった。新聞単一の呼びかけにより、早くも2月27日に産業別労働組合会議準備会が組織され、他の産業でも全国的あるいは地域的な組織化が進んだ。斎藤一郎によれば、1945年10月から46年3月までに、国鉄、全通、全印刷、全石炭などへの結集と併行しながら6537組

合が結成され、組織人員は256万7467名、「殆ど全部が賃金の5倍あるいは3倍の大幅な引上げを要求し……資本家の生産サボに対する生産再開の要求を含む生産管理がその主要な闘争戦術として取り上げられ」ていた(『二・一スト前後』社会評論社版、57-8ページ)。

食糧不足を背景として労働組合運動と労働戦線統一の気運は盛り上がったが、食糧メーデーに対するマッカーサーの5月20日「暴民デモ許さず」声明以後、総同盟系は人民戦線などの政治的要求から一線を画するようになった。GHQ渉外局長ベーカーと読売新聞社長馬場との会談が持たれた翌日の6月13日、政府は「社会秩序保持に関する声明」を出して政治デモや生産管理を違法とする姿勢を示したので、産別準備会の下に設置された産別共同闘争委員会は、それまでなるべく回避してきたストライキやサボタージュなども織り交ぜた柔軟な闘争戦術をとることにした。

第2次読売争議が熾烈化する中で、新聞単一を中核とする産別準備会はその支援に大童となり、職場を追い出された争議団の人々が関東配電の焼けビルに居を構えて活動するようになると、連日の傘下組合の応援デモ手配でごった返した。7月21日、新聞単一は第2回臨時大会を開き、読売と北海道新聞の争議団支持を決議し、読売再建協議会側の組合を「御用組合」と断定してその指導者17名を除名した。そのため当の代表渡辺文太郎は脱退を宣言し、30日になって「政治闘争の否定」「企業内組合」「民主的な組合」を掲げて「読売新聞従業員組合」を発足させた。

この大会で新聞単一は正式名称を「日本新聞通信放送労働組合」と改め、新執行部を委員長聴濤克巳(朝日・再)、副委員長増山太助(読売・新)、長谷豊治(放送・新)、書記長牧野純夫(毎日・再)、会計幹事川崎正雄(共同・新)、吉村央(日経・新)と改選して、争議団支援体制を強化したのだった。

第2次読売争議に対する総司令部の干渉は先に見たが、「もっとも露骨な干渉は8月2日に行なわれた全国化学、関東電工両労組1050名による応援デモ禁止命令であった。GII保安課警察行政官アーサー・エム・サーstonは……築地警察署長、丸の内警察署長の停止命令を現場で指揮した」(増山、前掲書、299ページ)。これに対して新聞単一や産別準備会はマッカーサーに抗議し、質問状を出したが、「マッカーサー元帥の返事はきわめて紋切型で、「これらの問題は日本政府の問題であり、総司令部のかかわり知るところではない」というものであった」(同、300ページ)。

そのような中で東京都労働委員会は8月3日、3項目の裁定案を双方に示した。増山の要約によれば、(1)馬場社長以下幹部のとした処置は労働組合法第11条第1項の精神からみると妥当を欠くが、イ、鈴木ら6名に対する解雇については、当時の事情からやむを得ざるものと認める。ロ、ただし依願退職の形をとり解雇の損害を補償するよう勧告する。(2)第2次以後の解雇その他の処置については、やむを得ざる事由があったかどうかを審査する必要があるが、やむを得ざる事由なきときは労働組合法11条違反となるので、会社側はよく考えよ、それまで第33条の執行は留保する。(3)鈴木らの解雇に反対して闘った組合員に対する解雇その他の処分は11条1項に違反する疑いが濃厚である。

この裁定は、末弘委員長によれば、「占領軍が労働委員会に付きまとった不快さ」を圧して出されたものであり、争議団は新聞単一や産別準備会などの意向を入れて、この線での解決を図る方針を固めた。これに対して会社側は「善処する」と答えるのみでかたくなに争議団との交渉を拒否した。争議団と応援労組のデモ隊は、「裁定の線による解決」を求めて社長宅への座り込みや会社包囲のデモ行進など大規模な攻勢を仕掛けた。

争議団員は最後の勝利を信じて全国各地へ宣伝活動を展開し、真相を訴える多種多様なパンフレットを印刷して配布し、青年行動隊を作って各単産にオルグに出かけ、その労働者達と交流し、戦いの裾野を広げその経験をいろいろな組織の中に浸透させた。彼らの活躍は「暴民デモ許さず」声明以後沈滞気味だった労働運動にもう一度生気を甦らせるものとなり、都労委の裁定以後より活発となった。

そのようなときに持ち上がったのが国鉄と海員の大量減首問題だった。運輸省は7月24日、国鉄労働組合総連合会に、国鉄従業員は復員者と新規採用者を含め12万9千人が過剰となるので、年少者と婦人を対象に人員整理したいと申し入れた。読売争議に刺激された組合青年部と婦人部は反対に立ち上がり、8月15日の連合会中央委員会は、あくまで整理に反対し、解決しないときは9月15日にゼネストを執行する方針をきめ、9月5-6日宇治山田において減首反対臨時大会を開くことを決定した。5-6日の大会はゼネスト延期派の5地連が退場したために流会となったが、総連合闘争委員会は11日、東京、新潟、札幌、仙台の4地連だけで、15日の24時間ゼネストを指令した。15日を前にぎりぎりの交渉の末に、14日午前首切りは撤回されゼネストは回避された。

海員組合では6万5千にのぼる解雇が噂されたが、右派の組合長と左派の組織部長で中央闘争委員長が対立し、スト反対の組合長退場後、中闘委員長の指令で9月10日、11日にストが実施され全国各地の港湾で船が止まった。その後船員中央労働委員会の斡旋により、一時和解して統一した組合側と船舶運営委員会との交渉が行われ、20日の未明に至ってようやく減首をなさざる協定が成立した。

そのように労働関係が騒然とする中で、8月1日から3日間、日本労働総同盟の結成大

会が1699組合、85万5399名（組織労働者の22%）を代表する代議員7百余名を集め、神田共立講堂で開かれた。これは戦前からの労資協調的な綱領を採択し、会長に松岡駒吉、総主事に原虎一ら右派を役員に選出した。一方、すでに各種争議を支援していた産別会議の結成大会は、8月19日から3日間、産業別の21組合、163万1540人（組織労働者の43%）を代表する代議員1204人が出席し、同じく神田共立講堂で開かれた。次ぎの10項目の綱領が採択され、最終日に大会宣言が発せられた。

- 1 われわれは労働者と労働組合の基本的権利を守るために闘う。
- 2 われわれは封建的、植民地的労働条件を一掃するために闘う。
- 3 われわれは1週44時間労働制獲得のために闘う。
- 4 われわれは婦人、少年労働者の完全なる保護のために闘う。
- 5 われわれは資本全額負担の失業保険獲得のために闘う。
- 6 われわれは民族経済の復興のために闘う。
- 7 われわれはファシズム、軍国主義の残存勢力を撲滅するために闘う。
- 8 われわれは労働戦線の完全なる統一のために闘う。
- 9 われわれは働く農民との同盟結成のために闘う。
- 10 われわれは世界労働階級と提携し、永久平和のために闘う。

宣言

米英ソ中をふくむ民主主義連合諸国によって野蛮な侵略戦争から解放された日本の労働者階級は、自由と民主主義的な権利の獲得のため偉大な前進を開始した。戦争による犠牲と負担を人民に転嫁し、低い植民地的労働条件を維持、強化しようとする官僚や資本家、地主の政策に対する闘争、労働者の生活権と

その根本権利を獲得するための闘争は全国各地に展開され、この闘争を通じて労働組合は真に大衆的組織運動に発展してきた。工場労働者も一般労働者もこれに参加し、全労働者を網羅する運動として進む大勢にある。

これはわが国労働運動史の上で画期的な事実である。全日本産業別労働組合同議会は、この戦後日本の労働組合運動に正しい方向を与え、日本の労働者階級を全国的な単一組織に結集して、労働者階級のもっとも強力な団結と組織を実現しようとするものである。その標語は産業別単一組合の組織による労働戦線の統一にある。それは労働組合運動における分裂主義を精算し、政治的信条やイデオロギーを超越した労働者の大同団結を齎し、完全なる労働戦線統一の理想に邁進するものである。……全日本労働者の統一的組織を目標とする我々は、また日本労働者階級の前途に横たはる英雄的な任務の遂行を期している。我々は官僚や資本家の妨害とサボタージュを排し、日本の経済復興のため闘ひまた日本民主主義革命の推進力としての役割を果たさねばならない。我々はそのため、戦争によって破壊された民族経済の復興、軍需産業の平和産業への転換、全労働者に対する食と職場の保証のため闘争し、民主戦線に参加して封建主義、ファシズムと徹底的に抗争し、人民の支持する民主政府の実現に努力することを宣言する。

我々は更に進んで世界人類の強い要望である永続的平和の実現を目標とする。我々は「東亜の盟主」という独善的な考えと戦ひ、民族同様の原則に基き善隣民族と提携し、民族革命運動を支持し、労働者の国際的団結である世界労働組合連盟に参加することによって、日本労働者階級の世界平和に対する共同の努力をつくさんことを宣言する。

1946年8月21日

全日本産業別労働組合同議結成大会

(田中哲也、前掲書、81-2ページから引用)。

産別会議は結成と同時に、国鉄、石炭、海員、新聞単一からなるゼネスト共同闘争委員会を設置し、共同宣言を発して共同闘争を強化し、8月23日国鉄東京労組闘争委員会は読売新聞社に対して「裁定事項の即時履行」を行わない場合、新聞の発送を拒否すると警告した。国鉄、海員、電産、東芝などにも青年行動隊が組織されて運動は活発化し、交流は進んだ。読売争議団は、国鉄、海員との共同闘争＝ゼネスト態勢の中で争議の解決を図るために、1人残らず国鉄、海員の現場に入るとともに闘った。しかし国鉄、海員が勝利を収めてもなお読売は「交渉打ち切り」の状態だった。

産別会議が大幅賃上げ、首切り反対、団体協約締結を掲げて10月闘争を展望する中、9月16日、新聞単一はゼネスト態勢を築くことを決定、17日には「ゼネスト組織準備に関する本部指令第1号」が発せられた。読売争議団の困苦窮乏は新聞労働者の中によく知れわたっていたから、争議団から要請された「読売争議の解決」はゼネストの主要目的の一つとして受け入れられた。新聞単一本部は21日、「読売争議解決を最大要求項目とするゼネスト」決行の決意を固め、24日の拡大中央委員会でゼネスト決行を正式に決議(82名中76名の賛成、地方支部選出6名保留)、次のような最高闘争委員会を組織した。

委員長・牧野書記長(毎日)、副委員長・高垣金三郎中央委員(朝日)と吉村会計幹事(日経)、委員・聴濤執行委員長、増山、長谷両副委員長、園部中執(放送)、三瀬中執(毎日)、布田中執(日経)、大沢中執(中部日本)、草葉中執(西日本)、支部代表・高垣、団野(朝日)、山崎(毎日)、宍戸(読売)、堀(日経)、遠藤(時事)、西(東京)、円山(共同)、大月(放送)。

26日合同会議におけるゼネスト決行の日取りの決定は、共同関係にあった電産との戦術調整のため難航したが、産別会議議長を兼

ねる聴濤委員長のリードによって、「10月5日午前零時を期して、読売争議解決の日まで、無期限ストに突入する」ことを絶対多数で決定した。「この日以降、彼我の情勢は複雑であり、ゼネスト決行の前日4日までの1週間は、激動の中に置かれた」と増山は書いている。そして「4日の正午頃から占領軍は露骨な干渉を強行してきた。インボデン少佐は『朝日』に乗り込んで、「もしストをやるなら用紙の割当を中止する」「場合によっては閉鎖もありうる」と威嚇し、スト決議の取消を迫った。また吉田内閣は、「新聞ゼネスト対策本部」を設け、各社の記者達を通じて猛烈な切崩し工作を開始した。この真相は争議解決後、10月22日から3日間開かれた新聞単一の緊急全国大会で初めて暴露され、中心人物として広岡知男（朝日）、石田博英（日経）、池田禎治（時事）らの名があげられた」として、新聞ゼネスト挫折に至る占領軍と新聞社内外の複雑な背景を説明している（増山、前掲書、311-13ページ、大河内・松尾『日本労働組合物語（戦後1）』筑摩書房、167-8ページ、法政大学大原社研編『証言 産別会議の運動』御茶の水書房、112-16ページ）。

マーク・ゲインが見抜いていたように、このストライキの成否は販売部数日本一であり、『読売』とともに新聞民主化の先頭を切った『朝日』の組合が握っていた。「『朝日』が動けば全新聞が動く」状況であったから、ストライキを潰そうとするあらゆる策動は『朝日』に集中して進められていた。「もし東京本社がストに入れば、占領行政違反として朝日を接収する」との情報が社員のあいだに繰り返し流されていたから、朝日新聞社に現れたインボデンの姿は一層その恐怖を煽ったのだった。スト突入への最終態度をきめる朝日支部東京大会は3日の夕刻から始まって議論は大きく揺れたが、4日夜「マックアーサー元帥は朝日新聞の閉鎖を躊躇しない……諸君はZ少佐の姿を見たと思う」という発言が最

終態度をきめたのだった。職場を覆った恐怖感は抵抗しがたく、747対428という採決結果によって朝日支部は新聞ゼネスト不参加を決定した。『毎日』は『朝日』の動向を見てストに立てず、『日経』はサボ状態、『共同』と『東京』は延期した。10月5日午前零時、新聞ゼネストは決行されたが、参加したのは『西日本』など地方紙19支部に止まり、それも大半が1日だけで脱落、9日には1支部、11日には皆無となった。『放送協会』だけが勇敢に闘い続けたが、協会側の警官隊導入による接収が開始され、10月8日国家管理に移されて新聞ゼネストは挫折したのだった。11月14日、インボデンはストに参加した地方新聞社の代表を集めて、プレスコードに反すれば閉鎖もありうる」と警告し、翌年の2・1ストをめぐっても圧力をかけ続けて、一時民主化した新聞社の体質と新聞の論調を急速に総司令部の方針に沿うものへと変化させたのだった。

朝日新聞労組が1955年に出した『組合10年の歩み』は、次のように述べている。「スト支持派にとって最も致命的だったのは、GHQの弾圧必至という恐怖感が、組合の上に大きくおおいかぶさっていることであった。占領の全期間を通じてインボデンの名は新聞労働者にとって恐怖の代名詞であった。インボデンが社に来たと言うことは社がつぶされることと同じに受けとられもした。新聞ストは占領行政の円滑な遂行を阻害するものだから、もし朝日がストに入ったらその紙は読売に回す——インボデンがこう言明したとも伝えられた。もともと読売ストの導火線になった首切りは、GHQのプレスコードを守り、それに沿う編集権の確保にあるとされていた。だからこの首切りに反対してゼネストを決行することは、とりもなおさず占領行政に反対することだともいわれた」（田中、前掲書、97ページから引用）。

6. 第2次読売争議の終結とその位置付けについて

総司令部参謀部と、民間情報教育局新聞課、そして彼らの権力に依拠しながら新たな支配体制を早急に築き上げようとする吉田政府と官僚ならびに資本家側の圧力によって新聞ゼネストは不発に終わった。『『朝日』の労働者は、インボデンという権力と、吉田内閣、新聞資本の手の込んだ策謀に屈したのであった。このときすでに、『朝日』の社屋のまわりには非常線がはられ、MPが監視して、外部からの連絡を遮断していた。新聞単一の闘争本部と道路一つへだてて向かい合っていた『読売』社長室の窓からは電灯の光がもれ、勝ち誇ったような笑い声が、闘争本部まで聞こえてきた。……5日から7日にかけて、数万の労働者が『朝日』『毎日』の社屋をとりかこみ、「ストに立て!」「裏切るな!」「吉田内閣打倒!」と叫び続け、有楽町新聞街の状況はあたかも“革命の前夜”を思わせるものがあった。赤旗が林立し、いくつものデモ隊が、MPや警官の棍棒に蹴散らされてもなお、示威の列を崩そうとしなかった。……この3日間に示された労働者のエネルギーは、食糧メーデーに次ぐ大きな高揚のように思えた」と増山は語っている(同上、113-5ページ)。

読売争議の解決を主要目標の一つとしていた新聞ゼネストが挫折した以上、これ以上争議を続けることはできなかった。争議団は要求貫徹まで闘うことを誓い合ったが、増山太助は新聞単一と争議団両方の代表の資格で団体交渉を重ね、「労働委員会の裁定」を前提に、10月16日会社側と次の約定書を取り交わした。

約定書

日本新聞通信放送労働組合読売支部は今回の争議に関し読売新聞社と左の条件の下に昭和21年10月16日午後6時調印を行い、こ

れと同時に同支部は一切の争議行為を停止するとともに当事者双方互いに誠意をもってこれが円満な遂行にあたることを約す。

解決条件

- 1 鈴木東民氏以下6名は依願退社の扱いとすること。
- 2 長文連氏以下31名のかく首は撤回すること。
- 3 他に犠牲者を絶対に出さないこと。
- 4 最低給料の引き上げについては十分考慮すること。

諒解事項

- 1 鈴木東民氏以下6名のかく首は依願退社と同様の退職金を支給することを了解す。
- 2 長文連氏以下31名は復社し、それぞれ局付とし自発的に退職手続きをとること。
- 3 争議費用は項目別に内容を検討し支給すること。

(増山、前掲書による)

読売争議指導部の中心にあって奮闘し続けた増山は、「第2次読売争議は、勃発の日から128日、「争議団」を結成してから93日間、波瀾に満ち、苦闘の末、「刀折れ、矢尽きた」たたかいの結末であった」と書いているが、この長く困難な闘いが敗戦直後の巨大な労働運動を誘発し結集する重要な役割を果たしたのであり、これがあつたればこそ1946年の10月闘争の大量かく首阻止、生活費を基礎とする賃金体系の獲得という成果が勝ち得られ、また中止のやむなきに至ったとはいえ官公庁労働者を中心とする1947年の2・1ストへの高揚がありえたのである。この時期の労働組合運動の様々な経験は、その後の日本労働組合運動の中に長く引き継がれていくのである。

東大社研による緻密な研究資料は、「この死闘が低賃金・過度労働・無権利状態による資本主義的再建の道に立ちはだかり、高能

率・高賃金の戦後型日本資本主義へと利潤追及のメカニズムを転換せしめた」と総括している（『戦後危機における労働争議（その2）—— 続・読売争議 1945-46 ——』84ページ）。

第2次読売争議の経過を振り返ってみると、それが占領政策の変化と密接に関連していることがわかる。それは第2次大戦が終了して国際的な反ファシズム陣営に亀裂が走り、米ソの対立があらわになって冷戦体制が徐々に具体化してゆく歴史的な情勢を背景としていた。それは反ファシズム陣営の普遍的な価値であった民主主義の内容にかかわっていた。1946年3月、チャーチルは「鉄のカーテン」演説で初めて、ソ連邦が指導する共産主義を民主主義とは別物の「全体主義」と規定し、解放されたヨーロッパの恒久平和への懸念を表明したが、5月15日、アチソンは対日理事会において日本の大衆運動指導者の背後にソ連の煽動があることを示唆し、「共産主義に味方しない」と言明、29日には再び、民主主義と全体主義が相容れざるものであることを強調し、日本の労働組合の一部が共産主義の影響下にあると指摘して、「アメリカは民主主義を危うからしめんとする少数分子で日本人民が組織されるのを見たいと思わない」「労働者と共産主義は同居人でも道連れでもない。全体主義は種類の如何を問わず労働者の友ではない」（読売新聞縮刷版、1946年5月30日）と演説して、それを1週間にわたり放送させた。

CIE局長ケン・ダイクが放送会館に新聞通信社の代表を招いて、「新聞の自由」その他について談話を発表して離日したのが5月27日、インボデンが読売新聞の記事をプレスコード違反として警告したのは6月5日、読売問題についてのマッカーサーと吉田の会談を受けてベーカーと馬場が会見するのが12日、CIE新局長ニュージエントが新聞社社長を集めて編集方針責任の確立を迫るのが

13日、馬場が鈴木東民ら6名の退社を発令するのは14日であった。その後の争議の最中、総司令部参謀部ならびにCIE新聞課が一貫して馬場と会社側を支援したことはすでに見たとおりである。

ソ連への評価と対応の変化が、占領軍の新聞や通信への検閲方針を変化させたことについて、新聞協会は次のように書いている。「外電では米ソ関係を扱ったものが次第にむずかしくなってきた。昭和21年3月、チャーチル英首相が米国での演説ではじめてソヴェット陣営を指して“鉄のカーテン”という言葉を使ったのが、米英ソ関係の一大転換期になった。ついで5月15日の対日理事会で、アチソン米代表は、共産主義は歓迎しないとの意見を始めて発表した。占領当初からの方針は、米英ソは同じ連合国の一員であるから、ソ連や共産主義を非難するようなものは到底発表が許されなかった。新聞課の政策としても共産主義は民主主義の一つの形態であるとの説明をして、司令部がこれを支持するとの言明を続けていた。……しかし、その年の9月にウォーレス商務長官の親ソ的外交演説がUSIS入電したのを、検閲で押えてしまった。すでに司令部の対ソ態度は5月から次第に硬化していたが、米ソ関係はウォーレス演説を転機として悪化し、外電の取扱いもこの頃から非常にむずかしくなった」（『日本新聞協会十年史』79-80ページ）。

また日本の新聞に対する政策の変化については次のように解説している。「占領政策の第一段階が、旧制度の破壊と非武装を中心としたものであることは既述のとおりであるが、この時期は1946年下半年で終わり、これに引き続き1947年まで民主化教育の第二の段階に入った。第一段階の破壊政策は伝統を破壊し、旧勢力を一掃せんとするのであるから、司令部としては、当然新しい考え方の新しい勢力の台頭を促すものと期待していた。しかし一般的な傾向としては、各界にわたり急激

に左翼化，急進化し，西欧的な民主主義を逸脱する傾向が濃厚になってきた。これは司令部の政策を決定する人的構成が左傾しているためであるとの批判が，内外に起こり，昭和21年5月を転機として，司令部人事の大幅な入れ替えが行われた。民間情報教育局でも，比較的進歩的と見られた局長ダイク准将と，桃色のレッテルをはられていた新聞課長バーコフは退任して，局長にニュージエント中佐，新聞課長にインボデン少佐が任命され，保守的傾向を強くしてきた。……幹部交代後の新聞課の傾向は，目立って積極的になってきた。新聞会見で，満面を紅潮させて発言するインボデン老少佐の態度も挑戦的になった。「道新」の紛争が起こると飛行機で札幌に乗り込んだが，その後も「西日本」「信毎」などと問題のある社には，随時，随処にその姿を現わし，あるいは社員に警告し，あるいは経営者に気合を入れるなど直接に事件の正面に立ちはだかるという剥き出しのポーズをとるようになった。占領の成功を内外に宣伝してきた司令部が，日本の社会の急激に左傾してきたことに，いかにショックを受けていたかを如実に示すような空気であった」（同上，83-4 ページ）

ここにみられるような新聞通信に対する占領政策の転換をどのように位置づけるべきか。ここにはすでに後により全面的となる反ソ反共的な占領政策の一端が明確にみられるのであるが，注意すべきは，この時期，他方ではまだ全体としての総司令部が推進した民主化政策が前進していた事実を見逃してはならないだろう。第一次農地改革を補強するための第2次農地改革法の公布は1946年10月，実施は47年3月，アメリカ教育使節団の助言を受けて安倍能成，南原茂など日本知性の代表者たちが起草した教育基本法と学校教育法が公布されるのは47年3月，義務教育6・3制の発足は4月であった。また総司令部による4大財閥の解体指令は46年11月，独占

禁止法の公布は47年4月であり，日本国憲法の公布は46年11月，施行は47年5月のことであった。

そしてこの時期にはまだ言論，報道，新聞界における民主化のための公職追放が吉田内閣の抵抗にもかかわらず続いており，経済科学局労働課による労働パーージも進行していた。1946年1月4日，マッカーサーは公職追放指令を出したが，日本政府は2月，就職禁止，退官，退職に関する勅令を公布し，A，B，C，D，F項の追放範囲を決定して発表，3月にはE項，G項の適用範囲を決定し発表した。これに基づき5月に政府は新聞界に該当者の調査を依頼したが，11月には「公職」の範囲を指定し，47年1月にはその範囲を拡大して主要新聞社，通信社，放送協会など131社を指定し，今後それらの公職につく場合には資格審査を受けさせることにした。「追放令のG項該当者の公職に対する適否審査の結果は，（昭和）22年8月の第1回発表から23年6月の最終回まで19回の発表があったが，この間新聞人で該当者として追放されたものは351名に達し，そのうち新聞社の現職にあった者75名，また異議申立ならびに訴願によって該当から解除された者9名であった」と『日本新聞協会10年史』は書いている（同上，45ページ）。

また竹前栄治は「労働パーージ」について次のように説明している。「労働運動の弾圧に手を貸した人物の追放（労働パーージ）は，翌1946年1月4日のいわゆる「公職追放」によるよりも，前述した「1945年10月4日覚書」および1946年1月4日付で米統合参謀本部よりマッカーサー元帥に送達された「SWNCC-92/1」によるものといえる。」（竹前，前掲書，114ページ）。労働課長コーエンは，日本政府が「労働パーージ」に消極的な姿勢であることに対抗して，1946年8月15日『労働行政からの若干の人物の転任ないし排除に関する総司令部覚書』を作成し，厚生

省に是正を求め、さらに11月20日、ウィットロック副参謀長を煩わせて大村内相、河合厚相、山田終連政治部長に口頭で説明し、適切な措置をとるよう指令した。日本政府は12月4日ウィットロック宛に「産業報国会の有力役員および会員、その他の関連労働団体の会員の雇用禁止並びに東京労働自治連合会とその類似団体の解散」と題する省令案を提出、12月6日厚生・運輸・内務各次官から地方長官・海運局長宛依命通牒（厚生省発勤第53号）が発せられた。こうして12月14日、厚生・運輸・内務省令第1号「昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く労働に関する団体の主要役員への就職禁止等に関する件」が制定され、同時に該当者の範囲が指定された。1947年1月18日バージの範囲が拡大され、さらに3月14日には、総司令部の命令によって、1946年1月4日付「公職追放令」該当者（とくにG項など）の「労働バージ」への適用拡大（労働行政、労働運動への就業禁止）を定める省令改正を行い、地方長官宛依命通牒した。

しかし賃金・労働条件係長エーミスが調査すると、日本政府はウィットロック指令に含まれてはいたはずの非民主的な労務供給業者や職業補導業者の排除を行っていなかったので、47年7月エーミスは労働課長キレンに進言し、キレンはこれを実施するよう指令した。1947年10月24日の厚生省の報告によれば、これによってバージされた人員は2万1195人、解散された団体数は67に及んだのだった（竹前、前掲書、115-22ページ）。

すでに1946年前半には戦後処理をめぐってソ連との間に覆いがたい軍事的軋轢が生じ、占領政策も対ソ戦略の一環の中に組み込まれつつあり、占領軍内部にも反ソ・反共主義が強まって民主化政策にブレーキがかかり、民主化に対する日本政府側のサボタージュもあってその限界があらわれ出していたとはい

え、この時期にはまだ45年10月に発動された全般的な民主化処置が具体的な実行過程に入って、民政局を中心に意欲的に追及されていた。このあたりが占領政策の中に日本経済の自立が大きく登場してくる1948年以後との決定的な違いである。

もう一つ、アメリカ占領軍の民主化措置にはファシズム的な人民拘束の排除とともに、共産主義的な人民拘束の排除があり、次第に後者のほうに力点が置かれるようになるという事情があった。竹前栄治は、『降伏後における米国の初期の対日方針』に盛り込まれた「占領目的違反」条項は、当初は右翼（軍国主義者、超国家主義者、官憲）の妨害を排除することを予想していたが、占領政策の実施過程で天皇制絶対主義のイデオロギーや経済基盤は破壊され右翼からの公然たる妨害のおそれはなくなった。「それにかわって当初それほど問題にしなかった、というよりむしろ占領軍の民主化政策推進に積極的な役割を果たしうると考えた左翼（共産党）の運動が政策立案者の意図の限界をこえて、つまりアメリカ的民主主義（自由主義）制度のイデオロギー的枠組みをこえて自律的に動き出したとき、初めてこの「制限条項」が左翼＝共産主義者の運動抑圧のために利用されることになった……この傾向は読売新聞争議以来とくに顕著になっていった」と述べている（『アメリカ対日労働政策の研究』191ページ）

この思想は、日本の民主化のために労働運動の発展を応援したコーエンらの姿勢の中にもみられるものであった。コーエンは読売争議に関して次のように言っている。「少数の共産党員が1700人の組合員を統率することができた最も重要な条件は、少なくとも初めは、一般組合員側が政治的に無知だったことにある。これまで軍部の検閲が10年以上も続いたため、世界の労働者や急進派を震撼させた1930年代の衝撃——スターリンの権力

掌握、スペイン王政の崩壊、ソヴィエト・ロシア内の強制労働収容所の暴露、モスクワでのトロツキー裁判、反ヒトラー運動に対するドイツ社民党との共産党の共闘拒否——これらの事件に日本の左翼は皆無といってよいほど無知であった。共産党員は粗野で時には乱暴すぎるが、誰よりもよく働き彼らの考え方もまともである、と他の労働者達も考えた。組合員の幻想を打ち破るのは大変なことだった。『読売新聞』でも組合員が目覚めたのは、誰もそれほど重要でないと思う問題のために、共産党が新聞社を閉鎖し、社員を失職させてもかまわないと言う態度をとることが分かったためである」（『日本占領革命』下巻、17ページ）。また彼は、労働課を訪れてくる労働運動指導者達に次のように説得していた。「共産主義にとって労働組合は、革命を引き起こし、共産国家を建設するために一時的に利用する存在に過ぎないものである。その後は、勝利した“労働者国家”が、共産党と競合する主張はどこから出されたものでも非合法として放ってはならず、独立組合をつぶし、国家権力に組み込んでしまう。こうしたことは、共産勢力が権力を奪取した後に、どこでも起きたことである。日本でも同じだろう。……革命的労働組合主義は本質的に、誰よりも労働者にとって危険なものである。労働者は政略の人質になってしまう」（同上、上巻、308ページ）。

コーエンはこのような考え方から、政治的なゼネストには一貫して反対を貫き、「占領目的違反」を掲げて労働組合指導者に自制をもとめた。反面で彼は、労働組合運動を労働者の生活の向上と民主主義に不可欠なものとして守り発展させようとした。できたての労働組合法によって労働者の権利を擁護したほか、当初は労働組合のストライキ闘争を抑圧するものとして日本の労働者の総反撃にあった「労働関係調整法」を公布・実施させ、また労働基準法の制定にも力を尽くしたので

あった。短期間ではあったが当時の彼の活躍は、確かにその後の日本における労働運動に警察が介入することを防いだのであった。

第2次読売争議は、敗戦直後の米軍による民主化政策の遂行と、反ソ戦略の具体化過程との交点で発生したものであり、当初の労働政策が、占領政策に資するものとしての新聞政策に、一時的敗北を喫したものであった。読売新聞と北海道新聞社からの主導の共産党員の追放は、彼らを組合員として守り抜こうとした労働組合には大きな被害を与え、労働組合の指導権の変更をもたらしたほどであったが、このときの総司令部の政策は、直接的には新聞界から共産主義的論調を排除するために共産党員の追放を図ったものであり、労働組合運動そのものを弾圧し、抑制するためのものではなかった。このときの、反共路線を明確にしたという意味での占領政策の転換は、新聞界や言論界における旧勢力の復活を助け、新旧経営陣の自信を回復させてその後彼ら主導の経済復興に道を開いたのは確かであるが、占領政策の主流はいまだに軍事ファシズムの旧支配勢力の拠って立つ政治機構を破壊しその指導者を追放して、自由主義的民主主義の基盤を整備することにおかれていた。この時期にはまだ民主化政策が主流であり、それと並行的に反共政策が進められたと言うべきであろう。竹前栄治は第2次読売争議に対する1947年3月時点でのアメリカ国務省情報分析課の総括を紹介しているが、それは現在の我々にとっても首肯しうるものである。それはおよそ次のようなものである。

「占領当局は自由に表明された国民の意思に沿った自由にして責任ある政府を樹立するために、民主的傾向の発展助長の任務を負っている。そのために不可欠なプログラムの一つは、日本において民主的傾向を育てるような新聞の発展である。……他方民主的傾向発展の助長を目指すもう一つの占領政策に、労働組合の助長という政策があった。理論的に

はこの新聞政策と労働政策が、民主的傾向を育成する新聞の実現に協調し得ぬ理由はなかった。事実読売争議の第一局面(1945・10-1945・12)では、これら二つの政策はうまく機能した。……第二局面(1945・12-1946・6)に読売は再編され、前期占領目的に一層よく奉仕することを約束した。第三段階(1946・6以降)になる頃までに、組合は明らかに占領当局が期待した初期の目的を超えて活動するようになっていた。読売労組の左翼的指導部は事実上の編集権を握り、その結果、状況は連合国最高司令官にとって不快なものになった。なぜなら新聞は責任の焦点が不在になり、ニュース欄における不正確さの咎を誰に帰すべきか不明になったからである。さらに経営の意図をもって組合が新聞を管理することは、私有財産権の否認になると考えられた。」(『戦後労働改革・GHQ労働政策史』東大出版会、150ページ)

「読売は日本における第三番目の大新聞であり、左翼的組合指導者の新聞を彼らの政治的見解表明の手段にしようと言う意図が、疑いもなく連合国最高司令官の不快の念を増大させた。連合国最高司令官は、読売新聞がおそらく共産主義的宣伝による全国的新聞支配のための、第一攻撃点となるのではないかと恐れたのである。組合指導者達は日本における民主的傾向発展の育成という占領政策と相容れない方法と目的をもって、占領当局の新聞政策および労働政策を利用しようとした。

この間読売の穏健の新社長は、編集方針を占領当局の目的の線に沿うよう改めると約束したが、結局は編集方針を改めることもできなければ、彼の行政的権限をも行使することはできなかった。したがって連合国最高司令官、厳密に言えば民間情報教育局は、経営者の編集権(editorial prerogative)はいかなるグループによっても支配さるべきではないという理由で、新社長の措置(6名の組合指導者の解雇)を支持した。事実占領当局は争議の第一局面(第一次読売争議)のときの立場を覆す必要を痛感した。そこで新聞労組の活動に規制を加えるという措置をとった。新聞が占領目的に奉仕しないような読売争議の場合、組合が経営権(management prerogative)とりわけ編集権を握ることは容認できなかったのである。……争議中一貫して連合国最高司令官は、占領目的に奉仕する新聞の発展を促進させることを目的とした。明らかに組合側に有利な労働政策の影響によってもこの目的が覆されることはなかった。……読売争議は組合の急進的指導者が占領当局や経営者が容認できないような方法と目的をもって、新聞の自由を利用しようとした特別な事例とみなければならない」(同上、150-52ページ)。

日本の労働運動がこの「特別な事例」を、一方では「指針」とし、他方では「教訓」として進路の調整を図るのは、約半年後2・1スト中止の後のことであった。